

基安労発 1224 第 1 号

平成 22 年 12 月 24 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

委託契約事務処理マニュアルの廃止について

地域産業保健センター事業（以下「地産保事業」という。）及び快適職場形成促進事業（以下「快適事業」という。）については、平成 16 年 3 月 30 日付け事務連絡「地域産業保健センター事業及び快適職場形成促進事業に係る事務処理について」（以下「事務連絡」という。）に基づき事務処理を行っているところであるが、次の理由により、平成 23 年 3 月 31 日をもって事務連絡を廃止する。

- 1 快適事業は、平成 22 年 12 月 24 日付け労働衛生課環境改善室長名事務連絡により通知されたとおり、平成 22 年度末をもって廃止すること
- 2 地産保事業は契約形態が企画競争方式に変わっていること

これにより、平成 23 年度の地産保事業の運営についての委託要綱、仕様書及び運用通達を別途通知することとしているので、それらに基づき適切に事務処理を行われたい。